

商品名等 (電気用品名等)	バッテリー式投光機
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、建設現場等の夜間工事作業の照明に使用する投光機であり、直流電源装置(充電器)が接続器を介して接続され、収納されている。投光機本体には、鉛蓄電池が組み込まれており、充電器から当該鉛蓄電池を充電し、商用電源(100V)に接続されていない状態でもランプを点灯させることができるものである。</p> <p>○構造、仕様、意匠 投光機本体は、鉛蓄電池、点灯用安定器、メタルハライドランプ、マスト(伸縮式3段:手動巻きウインチ)等で構成されている。直流電源装置(充電器)は、投光機本体の外部とみなせる収納部にバックル式ベルトで取り付けて使用する場合と、別置きにして1台の充電器で複数の投光機(1台ずつ)を充電する構造となっている。</p> <p>定 格 (充電器) : 100V、50/60Hz、1.2kVA (定格入力容量) (DC出力48V/18A)</p> <p>参 考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛蓄電池 (DC48V、200Ah) ・点灯用安定器 (入力: DC48V、7.3A × 2/出力: AC130V、2.4A × 2) ・メタルハライドランプ (400W × 2灯) <p>○主な使用者、販売先 建設現場等の夜間工事作業</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>投光器本体及び充電器共に、電気用品安全法上は、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>充電器は、投光機本体の外部とみなせる部分に収納され、投光機とは容易に取り外すことができる接続器により接続されている構造であることから、投光機本体と充電部は独立したものとみなすのが妥当と判断する。</p> <p>よって、投光機本体は直流を電源とする(交流の電路に用いない)機器であるとみなせ、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p> <p>また、充電器は、定格容量が電気用品安全法で定める上限値である1kVAを超えるため、「直流電源装置」に該当せず、非対象として取り扱う。</p>	